

商品概要説明書

J Aワイドカードローン（みどり）

（2019年4月1日現在）

商品名	J Aワイドカードローン（みどり）												
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。 ※現在、組合員でない方でも、J A 所定の出資金をご出資いただくことで、組合員とすることができます。</p> <p>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。</p> <p>○農業所得があり、前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次のいずれかの条件を満たすこと。 ・農業所得が 150 万円以上あること。 ・農業所得を含めた前年度税込年収が 200 万円以上あること。</p> <p>○J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。</p> <p>○当 J A 指定の保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>												
資金用途	○生活に必要な一切のご資金とします。												
契約金額	○10 万円以上 200 万円以内とし、10 万円単位とします。 （当 J A とのお取引状況により金額が異なります。）												
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 8 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。												
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率には、年 1.5% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当 J A 融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	<p>○約定返済 毎月 8 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th>ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 150 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超 200 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> </tbody> </table>	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円	50 万円超 100 万円以下	2 万円	100 万円超 150 万円以下	3 万円	150 万円超 200 万円以下	4 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額												
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高												
1 万円以上 50 万円以下	1 万円												
50 万円超 100 万円以下	2 万円												
100 万円超 150 万円以下	3 万円												
150 万円超 200 万円以下	4 万円												

	<p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても、毎月の約定返済日には返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○A T M をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^{（注）}にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>（注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署^{（注）}または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>（注）：担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	---

長野県 J A バンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA みなみ信州 金融部 ローンセンター (電話 : 0265-56-2304)